

鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の中山間地域において、地域の遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)を活用し、ハード・ソフト両面から総合的な地域の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金交付要綱（令和6年3月29日付第202300311435号鳥取県輝く鳥取創造本部長通知）に基づき実施する別表の第1欄に掲げる補助対象事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表の第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に別表の第4欄に掲げる率を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、別表の第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を開始する日の20日前までに行わなければならない。ただし、4月1日から補助対象とする場合は4月30日までとする。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に7日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は3割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

(実績報告の時期等)

- 第10条 規則第12条の規定による実績報告は、対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた年度（以下「交付決定年度」という。）の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

- 第11条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間）とする。
- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(収益納付)

- 第12条 本補助金の交付を受けた者（以下「対象事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分により、自ら収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、対象事業者は、これに従わなければならない。

(財産に関する書類の保管)

- 第13条 対象事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

(雑則)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月10日から施行し、改正後の鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金交付要綱の規定は平成29年4月1日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月19日から施行し、改正後の鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金交付要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 上限補助額
<p>鳥取市の中山間地域において、地域の遊休施設（空き店舗、空き校舎、空き倉庫等）を活用して、ハード・ソフト両面から総合的に地域活性化に取り組む事業</p>	<p>鳥取市に在住し、地域活性化のため地域ぐるみで事業に取り組むNPO、集落、まちづくり協議会、その他住民団体等</p> <p>ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は対象としない。</p>	<p>第1欄に掲げる事業の実施に要する以下の経費（※1）</p> <p>【ソフト事業】</p> <p>(1) 地域活性化のための行事等に係る経費</p> <p>(2) その他事業に必要な経費</p> <p>【ハード事業】</p> <p>(1) 遊休施設の改修等に係る経費</p> <p>(2) 事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリースに係る経費</p> <p>(3) ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費</p> <p>(4) その他事業に必要な経費</p> <p>ただし、事業の実施にあたっては、ソフト、ハードの両方の活用を要件とする。</p>	<p>6分の5</p>	<p>1事業あたり 13,333千円</p>

※1 鳥取県民泊適正運営要綱第3条第7号に規定する「一般民泊」に係る取組は対象としない。

（注1）建物の取得を行った場合には、当該財産の取得目的である事業を最低5年間は継続するよう努めること。

（注2）対象事業について、本補助金以外の鳥取市補助金等交付規則及び鳥取県補助金等交付規則に基づく補助金及び交付金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しないものとする。また、国や他の公共団体等から補助金等の交付を受ける場合は、他の補助金等を加味した事業実施主体の実質負担額を補助対象経費とする。

（注3）交付対象経費が工事請負費又は委託費の場合については、市内事業者が施工・実施したものに限る。ただし、止むを得ない事業で市内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。

様式第1号（第7条、第10条関係）

年度鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業計画及び収支予算書（実績報告及び収支決算書）

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地・連絡先	
代表者氏名	
組織の設立年月日	
組織としての認定状況 （広域組織の場合のみ）	

2 事業の実施方針（実施結果）

--

※地域の課題や住民のニーズに対する対応状況等具体的に記載すること。

3 事業の概要

事業実施期間	年 月 ～ 年 月
事業実施地区	鳥取市〇〇地区
事業概要	
事業区分	事業概要

4 事業費内訳及び算出根拠

（単位：円）

事業区分	科目	積算	事業費	財源内訳		
				県費	市費	その他
	小計					
	小計					
合計						

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所

管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

6 仕入れ控除税額の有無 (有・無)

※仕入れ控除税額の「有」「無」いずれかに○をしてください。

「無」の場合には、その理由を記載してください。

(免税事業者であるため ・ その他 ())

7 収支予算 (収支決算)

(1) 収入の部

(単位:円)

負担区分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要
1 県費		
2 市費		
小計(市補助金)		
3 その他		
合計		

(2) 支出の部

(単位:円)

科目	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要
合計		

8 事業完了予定年月日 (完了年月日)

9 添付書類

(1) 事業計画申請時

- ア 事業計画の詳細が把握できる事業費内訳書、図面、見積書、パンフレット等
- イ 事業実施主体の概要が把握できる資料 (規約、構成員の所属、氏名、役割等)
- ウ 補助事業の内容が建築工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容のわかる資料
- エ 補助対象である建物 (設備、備品を含む。) に他の補助金を活用した別の設備予定がある場合はその内容がわかる資料

(2) 事業実績報告時

- ア 事業実績の詳細が把握できる事業費内訳書、図面及び写真、領収書の写し、パンフレット (計画申請時と異なる場合) 等
- イ 事業実施に必要な関係法令に規定する許認可がある場合は、その許可証等の写し

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

様

補助事業実施主体

年度鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金について、鳥取市中山間地域遊休施設活用支援事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2の規定による補助金の額の確定額

（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）

金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の確定申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

（注）事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。